

淡路市高齢者等の 見守り・SOSネットワーク事業

事前登録制度をご利用ください

◆事前登録制度とは？◆

認知症などの病気により行方不明になる恐れのある方が、事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。

1、
一人一人の状況に応じ
て見守り体制を検討
し、地域での見守り
を行います。
※ご本人が、その人ら
しく暮らすことができ
る地域づくりにつな
がります。

事前登録の メリット

～ご本人・ご家族の安
心につながります～



2、
行方不明になった場合
は依頼を受けて関係機
関や地域の協力者に情
報を発信し、発見活動
をします（登録があっ
ても、自動的に行方不
明時の発見活動をする
ものではありません）。

行方不明になって急に、ご本人の直近の写真（個人が識別できる鮮明なもの）、身長・体重・靴のサイズ等の身体的特徴など検索に必要な情報を準備できないことがあります。

事前登録をしておく、その情報をもとにスムーズな警察の搜索や地域の発見活動が行えます。

◆事前登録制度をくわしく知りたい、申し込みたい場合は？◆

淡路市地域包括支援センター ☎0799-64-2145

へお問い合わせください

いざというとき、あわてないために

- 認知症等高齢者の行方不明は、とつぜん起こります（買い物に行ったが帰り道がわからなくなった等）。
- 本人は、混乱や動揺で、ふだん答えられることも答えられなくなったりします。また、自分から人に道を聞いたり、助けを求めたりすることができないこともあります。

日頃からのそなえ ～認知症という病気をかかえたら～

1.

近所やよく行くお店の人などに①いつもと違うと感じたら連絡が欲しい②「これからどこへ行くの？」と声をかけて欲しいなど、ちょっとした手助けをお願いしておきましょう。

2.

年1回は写真を撮るようにしましょう（顔・全身）
※行方不明時の検索には直近の写真が必要です。



3.

日々の金銭管理・財産管理に不安を感じたら「福祉サービス利用援助事業」、「成年後見制度」を利用する方法もあります。



◆行方が分からなくなったら◆

ためらわず、早めに警察署に相談しましょう！

相談窓口 淡路警察署 ☎0799-72-0110

警察へ早急に行方不明者届を出す意味

日中行方不明になったことが分かり、自力で探して見つからず、夕方になってから警察署に届出。

●時間がたつほど搜索範囲拡大。発見が困難に！

●警察犬を導入する場合、臭いの拡散が大きくなる。